

独立行政法人中小企業基盤整備機構 第5期中期計画

令和6年3月

最終改定 令和8年3月

独立行政法人中小企業基盤整備機構

目 次

○機構に求められる役割と取組	3
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	4
1. 地域牽引・成長志向の中小企業への支援	4
2. 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援	5
3. スタートアップの創出・成長への支援	5
4. 事業継続・経営体力強化への支援	6
5. 経営環境変化対応への支援	9
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	11
1. 顧客重視	11
2. 組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制	12
3. 業務の改善と新たなニーズの対応	12
4. 業務の電子化の促進	12
5. 基金・補助金の適切な執行・管理	13
6. 業務経費の効率化	13
III. 財務内容の改善に関する事項	13
1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組	13
2. 保有資産の見直し等	14
3. 自己収入の確保及び拡大	14
4. 財務運営の適正化	14
IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	15
1. 予算計画	15
2. 収支計画	15
3. 資金計画	15
V. 短期借入金の限度額	15
VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	15
VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	15
VIII. 剰余金の使途	15
IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	15
X. その他業務運営に関する重要事項等	16
1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等	16
2. 様々な専門スキルをもった人材の育成・確保	17
3. 情報公開による透明性の確保	17
4. 情報セキュリティの確保	17

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という。）は、第5期中期目標を受けて、中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業等」という。）の支援に最善を尽くす。機構は、「中小企業や地域社会の皆様には多彩なサービスを提供することを通じ、豊かであるおののある日本を作るために、貢献致します。」という基本理念及び行動指針のもと、顧客にご満足いただけるより質の高いサービスを提供し、顧客の成長を支援し、地域の発展と日本経済の活力の維持・強化に貢献する。前例にとらわれず、常に柔軟な発想を保ち、顧客の期待と信頼に応えることを第一として、中小企業等への支援に誇りを持って取り組んでいく。

○機構に求められる役割と取組

地域の経済と雇用を支える重要な存在である中小企業等は、日本経済の活力の維持・強化に重要な役割を担っており、日本経済の基盤を形成している。機構は、これまでに以下の支援を実施してきた。

- （１）中小企業等に対する創業から成長・発展、事業承継・引継ぎ、事業再構築、事業再生、経営安定や事業継続までを総合的に支援
- （２）地方公共団体、地域の商工会・商工会議所等の中小企業支援機関、地域金融機関、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関、その他土業等専門家（以下、「支援機関等」という。）の支援機能の向上・強化への支援

これらの役割を果たしつつ、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく。

また、機構自らがカバーできていない中小企業等への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、支援機関等及び民間企業等と連携・協働を図っていくとともに、既存の連携先のみならず、新たな機関との連携・協働についても模索していく。

その上で、機構は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」などの新たな政策要請を踏まえ、

- （１）地域牽引・成長志向の中小企業への支援
- （２）企業の成長段階に応じた新市場開拓支援
- （３）スタートアップの創出・成長への支援
- （４）事業継続・経営体力強化への支援
- （５）経営環境変化対応への支援

を柱に据え業務を実施する。

上記の実施に当たっては、常に中小企業等のニーズや成長段階・目的等を踏まえ、柔軟に対応することが重要である。また、ニーズ等に応じて、機構の様々な支援策の連動のみならず、関係機関・支援機関等との連携による複合的な支援により、全国の中小企業等に支援を届けるとともに、本質的な課題解決を実現する。

また、DXの推進により、部門の枠を超えた顧客本位のサービスの充実と組織変革、働きがい改革、機構内の業務効率化を図るとともに、経営環境に即した施策情報やコンテンツを充実し、広報活動等を中小企業庁と連携して戦略的に実施する。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構は、成長志向の中小企業等やスタートアップに対して、積極的な直接支援及び支援機関等と連携した支援等を実施し、中小企業等の成長・挑戦やイノベーションの創出を後押しする。加えて、支援機関等への支援により全国の中小企業等に対して効果的・効率的に支援を行き届かせ、事業承継や事業継続の推進、経営体力強化を推進する。さらに、中小企業等を取り巻く経営環境変化への対応、経営基盤強化、緊急時への対応などが図れるよう適切な支援を実施する。

具体的には、以下の取組を実施する。

1. 地域牽引・成長志向の中小企業への支援

(1) 成長を促す一貫した支援

地域経済を牽引する中小企業等や飛躍的な成長を目指す中小企業等は、外需獲得や投資の拡大により、賃上げ等を可能にする持続的な利益の創出に貢献することから、こうした中小企業等の成長・挑戦やイノベーションの創出に向けた相談・助言から、個々の経営課題やニーズに応じたハンズオンによる一貫した支援を行う。また、成長意欲の高い中小企業を発掘し支援するにあたっては、経営者との対話と傾聴を通じて本質的な課題設定を重視するとともに、必要に応じて支援機関等と連携して実施する。

令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、成長志向の中小企業による飛躍的な成長を実現するため、中小企業生産性革命推進事業において、大胆な設備投資を支援するとともに、中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等に活用する。

令和6年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和6年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業生産性革命推進事業において、成長志向の中小企業に対する大胆な設備投資を支援するとともに、賃上げや米国関税措置など、事業環境の変化に直面する中小企業等に対する重点的な支援をはじめとした総合的なソフト支援に活用する。

令和7年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和7年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

(2) 多様な経営課題への対応

中小企業等が直面する経営課題は成長分野への参入、生産性向上、事業再構築、IT化、販路開拓、ものづくりの高度化等、多様化しているため、機構のネットワークを活用し、各課題に即した専門家による相談・助言などを複合的に組み合わせて実効性の高い支援を行う。

(定量指標)

指標1-1：ハンズオン支援における事前ヒアリングや調査を実施した事業者数（ハンズオン支援に至らない事業者も含む）5,000社以上

指標1-2：ハンズオン支援の派遣開始から2年経過後の支援企業の「売上高」または「付加価値額」（※）の伸び率の平均が、中小企業実態基本調査のデータの2割以上、上回る（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】

※「付加価値額」＝営業利益＋人件費＋減価償却費

2. 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援

(1) 新市場開拓支援

人手不足、物価高、国内市場の縮小など厳しい経済環境下に置かれる中小企業等が成長・発展していくためには、新事業展開や成長する海外市場等の需要の取り込みが必要である。機構では、海外展開に挑戦する中小企業等への相談助言やハンズオン支援を行い、海外展開に向けた経営課題への取組を支援する。また、優れた製品、技術、サービス等を有する中小企業等と、大手・中堅企業や海外企業との新規取引・業務提携等を促進するプラットフォームの運営や、プラットフォームと連動した展示・商談会の実施を通じて新市場開拓を支援する。

令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業生産性革命推進事業において、賃上げや米国関税措置など、事業環境の変化に直面する中小企業等に対する総合的なソフト支援に活用する。

令和7年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和7年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

(2) 他機関との連携による支援

中小企業等の成長段階に応じた支援を行うため、国内外の支援機関や民間企業等との関係構築・連携を強化する。特に中小企業等の海外展開支援については、独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「日本貿易振興機構」という。）等につなぐことで、海外展開の実現性を高める。また、日本貿易振興機構とは両機構の機能を踏まえ、海外展開のポテンシャルを有する中小企業等や海外展開の実現によって新たな経営課題が生じた中小企業等に対する連携した支援を強化する。

(定量指標)

指標2-1：海外展開を志向する企業への支援件数50,000（※）件以上

※商談に向けた商材・サービスの磨き上げや進出市場の検討、戦略立案等の市場開拓準備における専門家による助言等の件数

指標2-2：海外展開の挑戦件数（商談等の進展があった件数）7,500件以上

（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】

3. スタートアップの創出・成長への支援

(1) スタートアップ、成長志向の中小企業へのリスクマネーの供給

スタートアップ育成5か年計画（以下、「SU5か年計画」という。）等を踏まえ、成長初期段階やグローバル展開等を目指すスタートアップ等に投資を行う内外のベンチャーキャピタルが運営するファンドに出資し、スタートアップ等へのリスクマネーの供給を促進する。

また、設立間もない初号・2号ファンドに対する出資や、若手キャピタリストが組成するファンドへの資金流入を促進するための出資枠・制度等を設けることで、国内ベンチャーキャピタル等のプライベート・エクイティ・ファンドの運営者の育成支援を行う。

中小企業等の事業承継や成長を促進するため、株式集約等を通じた円滑な事業承継やグループ化・事業再構築を通じた成長等に資するファンドへの出資を更に強化する。その際、地域金融機関との連携や、例えば「サーチファンド」のような高度な経営人材の中小企業等への流入を促進する観点等も視野に入れて取り組む。

また、産業競争力強化法に規定する革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定を受けた事業者、地域再生法に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者及び中小企

業等経営強化法に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓計画又は経営力向上計画の認定を受けた事業者等の借入等に対する債務保証を行うとともに、当該制度の活用を図るため、金融機関を中心に周知を行う。

令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された出資金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、M&Aや新事業展開等により成長を目指す中小企業等に対して、メザニン・ファイナンス等によるリスクマネーの供給を実施する100億企業育成ファンド出資事業に活用する。

令和6年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和6年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された出資金については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、ディープテックスタートアップが行う大型のデット調達を後押しする債務保証制度の拡充に活用する。

令和7年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和7年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

（2）スタートアップへの支援

「SU5か年計画」の「地方におけるスタートアップの創出の強化」を踏まえ、全国でのスタートアップの担い手の確保・育成のため、情報提供・助言等を通じて全国的な潜在起業家の発掘を行う。また、将来の地域中核企業等の創出のために、創業支援機関等やベンチャーキャピタル、事業会社、大学、起業家等のスタートアップ・エコシステムと連携し、インキュベーション事業やアクセラレーションプログラム等を通じて、スタートアップの事業化と地域のイノベーションの創出を推進する。

加えて、支援先事業者の成長促進を強化するため、スタートアップ支援等機関連携協定「Plus」に参画等する公的機関等との連携を深める。

（定量指標）

指標3-1：各ファンド（再生ファンドを除く）への出資件数を70本以上（※）

※起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド（ベンチャー型）、中小企業成長支援ファンド（バイアウト型）、グローバルスタートアップ成長投資ファンド等への出資件数（再生ファンドは除く）。

指標3-2：出資先ファンド（再生ファンドを除く）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数を1,650社以上（アウトカム指標）【重要度高】

4. 事業継続・経営体力強化への支援

（1）事業承継・引継ぎ、事業再生、収益力向上等に向けた支援

① 3機関の連携（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点）

3機関連携については、国の方針に沿って都道府県単位での取組が進められているが、地域の産業構造や各機関の支援領域など事情が異なっており、取組の実施状況には地域差が見られることから全国的に同等な取組レベルとする必要がある。

このため、機構は各機関における取組の実施状況を把握し、連携上の課題等の解決のために必要な助言や支援事例等の情報提供を行う。また、各事業に対する理解の増進及び中小企業者等の掘り起こしのための支援機関等向け講習会、3機関連携の推進に資する合同相談会など、それぞれの個別事情に応じて、中小企業等に寄り添った支援を実施する。こうした取組を通じて3機関の連携取組の進化を目指す。

②事業承継・引継ぎへの支援

機構の持つ他の支援機関支援ツール等も活用し、事業承継前後の支援機関等の伴走支援力強化に努める。また、地域での事業承継支援の定着、自走化に向け、面的支援を進めるべく、支援ネットワークの構築を支援する。主に親族内承継における事業承継計画策定支援において、事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「センター」という。）と機構が連携し、地域における円滑な事業承継の推進に取り組む。

事業承継に係る支援を全国の中小企業等へ幅広く届けることの重要性を踏まえ、中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部を担う機構は、センター及び支援機関等を通じた支援ニーズの掘り起こしや早期・計画的な取組の促進等の支援体制・仕組を確保する必要がある。そのため、支援機関等に対する情報提供及び支援力強化の取組に加え、センターの支援力強化に繋がるノウハウや知識等の習得を目的とした研修の充実と優良事例の共有等に注力する。

また、センターが利用するデータベースについて、必要な機能強化を行い、相談者のマッチング機会の創出・増加及びセンターの業務効率化を図る。

中小企業等の事業承継や成長を促進するため、株式集約等を通じた円滑な事業承継やグループ化・事業再構築を通じた成長等に資するファンドへの出資を更に強化する（再掲）。

令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業生産性革命推進事業において、賃上げや米国関税措置など、事業環境の変化に直面する中小企業等に対する総合的なソフト支援に活用する。

令和7年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和7年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

③全国の中小企業活性化協議会への支援

機構は、中小企業活性化全国本部（以下、「活性化全国本部」という。）として、中小企業活性化協議会（以下、「協議会」という。）の円滑な活動の強化のため、中小企業庁等との連携のもと、中小企業等の再生にあたり共有すべき支援策や事例等の情報提供を行うとともに、協議会が事業方針に沿って目標を達成できるよう、助言や専門家の紹介等を行い、協議会の支援能力の底上げを図る。特に毎年度活性化全国本部が実施する事業評価において低評価が固定した協議会に対しては、経済産業局、中小企業庁や認定支援機関と連携し、業務改善計画のフォロー等を行う。また、新たなネットワークシステムを提供し、協議会及び活性化全国本部における効率的な情報分析・情報共有を実現する。併せて、協議会の活動に関わる専門人材の不足や、地域毎の偏在も踏まえ、特に弁護士・会計士等の民間支援専門家を対象とした研修による人材育成に取り組む。

その他、経営改善計画策定支援事業については、中小企業等が全ての認定経営革新等支援機関から質の高い支援が受けられるよう、協議会に対し経営改善計画策定時などに行う助言機能の強化に向けた支援を行う。

さらに、コロナ禍を経て増大する債務に苦しむ中小企業等が増える中、事業再生支援を加速するべく、地域金融機関等と連携して再生ファンドを組成し、協議会とも連携・協働し、中小企業等の事業再生の取組に貢献する。

また、産業競争力強化法に規定する事業再編計画の認定を受けた事業者等、特定認証紛争解決手続き又は機構等による調整の下で事業再生を図ろうとする事業者及び農業競争力強化支援法に規定する事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者並びに中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンド等の借入等に対する債務保証を行うとともに、当該制度の活用を図るため、金融機関を中心に周知を行う。

令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「強い経済」を

実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業等の収益力の改善を目指す経営改善計画策定支援及び早期経営改善計画策定支援に活用する。

令和7年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和7年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

④全国のよろず支援拠点への支援

機構は、よろず支援拠点の全国本部として、中小企業庁、経済産業局等との連携のもと、ワンストップ機能、コーディネート機能、高度な経営アドバイス機能を持つよろず支援拠点（以下、「拠点」という。）の支援能力の向上及び他の支援機関等や政府系機関との連携を促進する。具体的には、拠点が設定する目標を達成するため、拠点運営や拠点による中小企業等に対する支援活動に関する助言、支援能力の向上に向けたノウハウや知識等の習得を目的とした研修の実施、政府等の支援施策の情報提供や優れた拠点の支援事例の共有、拠点の取組の広報等の支援を行う。また、拠点が実施する業務の実績を把握し、中小企業庁が定める方針に基づき、拠点の評価に関する業務を適切に実施する。

（2）支援機関等の支援力の強化・向上支援

①支援機関等を通じた施策普及の拡大及び課題解決に資する支援機能の強化・向上

全国の中小企業等への施策普及のため、支援機関等に対し、IT、海外展開、カーボンニュートラル（以下、「CN」という。）などの中小企業等が直面する課題や支援機関等の課題・ニーズなどに即した情報提供、経営課題に対する相談・助言などの支援力の強化・向上に資する講習会等のほか、IT化支援に係る相談対応や支援ツールの提供、支援ノウハウの伝授等の支援を実施する。また、これらの活動を通じて、支援機関等の意向や支援施策の活用状況等を踏まえた適切なサポートを行い、支援機関等自らの自己変革・行動変容を促す。

また、支援機関等が創業支援を行うにあたり国の政策要請等も踏まえ、必要な知識、施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言を行うための支援力の強化・向上に資するツールの提供、講習会、OJT等を実施する。

②支援機関等との連携による地域経済活性化への貢献

高度化事業を通じて、地域経済を支える中小企業等が連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化に取り組む事業に対し、都道府県等との連携を強化し、協働することで、その事業成果の向上のため、診断・助言と資金支援を実施する。

また、中心市街地や商店街等の課題解決や活性化に向け、地域情報やこれまでの支援実績データを活用し、専門家による助言や情報提供等の面的伴走支援を実施する。

③情報収集・提供の積極的な推進

中小企業等の経営環境や業況の把握、支援事例や先進事例の成功要因等に関する調査・研究を行い、中小企業等や支援機関等に対し、中小企業等の経営課題に即応するために必要な情報提供を行う。

（3）経営安定や事業継続のための支援

将来の事業廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の着実な運営を行う。そのための取組の一つとして、機構が毎年度策定する加入促進計画に基づき普及活動を行い、両共済制度の安定的な加入の確保に努める。

また、2023年9月に両共済制度の加入等一部の手続きについてオンライン申請可能なシステムの運用を開始したところであり、機構自らの営業や広報を強化することで更なるオンライン手続きの促進に努める。さらに、「いつでも・どこでも・スピーディ」なサービスの提供による顧客利便性の向上と業務フローの見直しによる業務の効率化・合理化を図るために両共済制度の業務・システムの刷新に取り組む。

自然災害等への事前対策をより強化するため、全国中小企業強靱化支援協議会及び支援機関等とのネットワーク、並びに全国に配置した専門家の知見、支援ノウハウ等を活用しつつ、中小企業等の単独又は複数事業者による事業継続力強化計画の策定支援及び策定された計画の見直しや訓練等を促進させる実効性向上に向けた支援を行う。

また、これらの事前対策を支援する人材の育成を図るとともに、サイバー攻撃等の事業活動に対する新たな脅威への事前対策の重要性に関する普及啓発に取り組む。

(定量指標)

指標4-1：支援機関等の支援する者への支援件数100,000件以上

指標4-2：講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数1,200件以上

(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】

指標4-3：地域の中小企業を支援する者への支援力向上に資する講習会等の参加者数80,000人以上

指標4-4：支援機関等による機構ノウハウ等の活用機関数(※)10,000機関以上

(アウトカム指標)

※支援機関等サポート事業(支援機関IT化支援サポート事業含む。以下同じ。)において提供した機構ノウハウ・ツールを活用した機関数

5. 経営環境変化対応への支援

(1) 経営環境変化への対応

経営環境変化(CN・グリーントランスフォーメーション(以下、「GX」という。))等への対応に向けた支援ニーズが今後さらに高まることを踏まえ、中小企業等及び支援機関等への支援により、中小企業等のCN・GXの取組を拡充していく必要がある。そのため、中小企業等及び支援機関等へ広く施策対応の必要性への理解を促進するとともに、中小企業等のCNに向けた具体的な取組のための脱炭素と経営を両立させるための計画策定等を支援する。

また、支援機関等に対する支援ノウハウの提供を通じて支援機関等からのプッシュ型による支援の拡大を目指す。

(2) 経営基盤の強化

① 中小企業等の経営課題の解決・支援機関等の支援能力向上に資する研修等

更なる研修効果と質の向上を図るため、中小企業等の経営者、管理者及びこれらの候補となる中核人材等に対し、経営知識の習得に加え、経営に関する分析力、洞察力など経営に必要な能力の向上等経営の基盤となる人材の育成を支援する実践的な研修、国の政策課題に対応した研修、及び著しい経営環境の変化に対応した研修を実施する。また、支援機関等の支援人材に対し、実践的な研修と国の政策課題に対応した研修を実施する。

中小企業等や支援機関等が、時間・距離・コストの制約を超えてアクセスできるITを活用した遠隔研修、支援機関等と連携した研修、地域の都市部などでの研修及び中小企業大学校を活用した研修を強化するとともに、新たに地域本部と一体で運営する都市型中小企業大学校での研修を展開し、利便性の向上やリーチの拡大を目指す。

令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業生産性革命推進事業において、賃上げや米国関税措置など、事業環境の変化に直面する中小企業等に対する総合的なソフト支援に活用する。

令和7年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和7年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

②事業再構築、生産性向上への対応等に係る補助・支援

経営環境変化や経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った新分野展開や事業転換といった事業再構築を支援し、日本経済の構造転換を図っていく必要がある。中小企業等は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応していくことが必要である。機構は、これらを後押しするため、資金的な支援として補助事業の確実な運営を行う。

さらに、補助金事業で蓄積されたデータを活用し、個社の課題を抽出できるようシステム面・体制面を整備し、より適切な支援をプッシュ型で提供する方策を検討し、支援を実現する。

令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するための中小企業生産性革命推進事業に活用する。

令和6年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和6年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するための中小企業生産性革命推進事業に活用する。

令和7年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和7年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

（3）緊急時への対応

自然災害や感染症など経営環境に影響を与える事態に対応し、被害を受けた中小企業等に寄り添った伴走型支援、地域支援機関とのネットワークを生かした、連携・相互補完による支援など、これらに関する知見・ノウハウを結集した態勢の下、国の政策展開や関係機関と連携し機動的に復興・再生支援を実施する。

特に原子力災害により深刻な被害を受けた福島においては、引き続き国の復興計画や政策展開に基づき、中小企業等の帰還促進等に資する支援策を実施する。

加えて、ALPS処理水の処分に伴う風評被害を受け得る中小企業等への支援については、国や日本貿易振興機構等の関係機関と情報共有等の連携を図りつつ、丁寧な相談対応等を実施する。

また、令和6年能登半島地震で被害を受けた中小企業等に対して機構の総力を結集し、国及び地域の支援機関等と連携して支援することにより、地域の特性を活かした、持続可能な地域経済の再生に貢献する。

令和6年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業に活用する。

・令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再

建資金利子補給事業

- ・令和6年能登半島地震等において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業

令和6年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和6年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

令和7年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業に活用する。

- ・令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業
- ・令和6年能登半島地震等において被害を受けた地域の中小企業等の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業

令和7年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和7年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。

（定量指標）

- 指標5-1：政策テーマ（CN・GX）等の事業者及び支援機関等に対する情報提供件数
18,500件以上
- 指標5-2：政策テーマ（CN・GX）等の事業者による機構支援施策等の利用件数
2,200件以上（アウトカム指標）【重要度高】
- 指標5-3：有料研修における受講人日数464,000人日以上
- 指標5-4：研修受講による業務への貢献数11,700件以上（アウトカム指標）
※研修終了から2～3ヵ月後に行うアンケートにて調査

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 顧客重視

（1）顧客重視の業務運営

- ・顧客重視の視点で支援現場のニーズに即した柔軟な発想による取組や支援施策への反映を行い、実効性のある質の高い支援の実現を目指す。
- ・顧客の多様で複雑化した経営課題に対して、適切かつ総合的に支援できるよう機構の各事業の連携、職員の業務遂行にあたっての目的意識の明確化が図られるような仕組の構築を行う。
- ・支援範囲の拡充・補完のため、引き続き支援機関等及び政府関係機関との連携並びに新たな連携先の開拓を図る。

（2）認知度向上による支援施策の利用促進

- ・支援施策の利用促進には、顧客に機構及び提供するサービスを認知してもらい、機構のプレゼンスを高めることが不可欠である。
- ・そのため、第5期中期目標期間においては、目的と対象者に応じたアプローチやメディアツールを使い分けて発信するなど、機構全体の広報力向上も含め、戦略的な広報活動を行う。
- ・具体的には、新聞やテレビなどのマスメディアを活用した情報発信のほか、WEB、SNS、動画配信等のデジタルを活用した情報発信を強化するとともに、機構ホームページ及び中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」においては、それぞれの役割と機能に即した運用を適切に行う。
- ・また、更なる知名度の向上及び提供するサービスの高度化に向けて、機構の認知度や支援施策の

利活用状況を把握、分析、検証することで、情報発信の改善を行うとともに、「J-Net 21」等において、支援成果や社会変化に即した情報や中小企業庁と連携した支援施策・事例等のコンテンツを拡充するなど、ユーザー目線に立った最適な環境を整備する。

2. 組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制

- ・基本理念を実現するため、各役職員が行動指針に基づく行動により、顧客の期待と信頼に応え質の高い支援を提供する。
- ・この行動を促すため、職員の育成、組織内のコミュニケーションの活性化に資する活動、組織内の情報共有の仕組の深化について引き続き取り組む。
- ・関連する政策の変化、業務の進捗状況に応じ、理事長のトップマネジメントの下、機動的かつ効率的な人員配置を行うものとする。また、その際、支出の増加の抑制を図るため、事務・事業の見直しに努めるなど、業務全体のメリハリ付けを行い人員及び財源等リソースの有効活用を図る。加えて、DXの推進などを通じ、更なる業務効率の向上を図り、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。なお、新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努めるものとする。
- ・職員に対する業績評価制度を適正に運用し、その評価結果を処遇に反映する。
- ・海外向け情報発信及び海外との交流や協力を通じた国際社会における機構のプレゼンス向上を図る。

3. 業務の改善と新たなニーズの対応

- ・中期目標の達成に向け、PDCAサイクルに基づいて業務実績・活動を把握し、一層の業務改善、効率化に取り組むとともに、新たなニーズに対応するため、不断の業務の見直しを図りながら対応する。
- ・本計画における事業評価等は、施策利用者等の情報をもとに、「企画」、「実行」、「業績の評価・検証」及び「事業の再構築等」の観点から、事業成果を向上する。

4. 業務の電子化の促進

(1) DXの推進、情報収集分析

- ・顧客本位のサービスの向上のため、機構のDXを推進し、データ連携や効果的なデータ利活用を通じた中小企業等支援への有効活用に向けた取組や必要となる環境、基盤の整備を行う。
- ・具体的には、デジタル技術を駆使し、蓄積された中小企業等や専門家等の情報の一元化・共有化、提供するサービスの迅速化、ユーザーアクセスの容易化、付加価値業務への集中化などを図り、機構の総合力を発揮するためのデータ基盤を整備する。
- ・中小企業等が置かれている状況に応じて適切な支援を選択的に受けられるよう、機構と中小企業庁それぞれのデータ基盤の整備を踏まえ、支援情報等のデータやシステム連携と機構の分析体制の強化に向けた検討を進める。

(2) 情報システムの整備及び管理

- ・デジタル庁策定の「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則った、以下の情報システムの適切な整備及び管理を行う。
- ・PMO (Portfolio Management Office) を通じて、PJMO (Project Management Office) への支援を実施し、クラウドサービスの効果的な活用等、機構の情報システムの利用者に対する利便性向上(操作性、機能性等の改善を含む。)やデータの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。

上記の取組の実施に際して、以下を参考指標とする。

- ・PMOによるPJMOへの支援実績

5. 基金・補助金の適切な執行・管理

- ・現在機構において管理している基金及び第5期中期目標期間中に国の要請等により機構が新たに基金を管理する場合にあつては、「基金の点検・見直しの横断的な方針」（令和5年12月20日行政改革推進会議）及び「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）を踏まえ、国が定めた目標に対する達成度の評価とその結果の公表、基金規模等の定期的な見直しとその結果の公表等について、適切に取り組む。なお、基金事業の管理をする上で重要となる体制整備については、重要かつ困難度の高い課題と位置付けることとする。
- ・現在機構において執行している補助金及び第5期中期目標期間中に国の要請等により機構が新たに補助金等を執行する場合にあつては、補助金事業受託当該年度以降に発生する後年度業務も含め、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和三十年法律第百七十九号）を踏まえ、適切に執行管理を行うものとする。

6. 業務経費の効率化

- ・運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費（所要額計上を必要とする経費を除く。）及び業務経費（所要額計上を必要とする経費を除く。）の合計について、新規追加分、拡充分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。
- ・新規追加分、拡充分は、翌年度から1.05%以上の効率化を図ることとする。
- ・国家公務員の給与水準を考慮し、手当も含めた役員報酬、職員給与のあり方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。
- ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付け総務大臣決定）を踏まえ、毎年度策定する「調達等合理化計画」に掲げた取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣からの評価の「調達等合理化計画」への反映等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。
- ・政策的要請に伴う業務の新設・増加に対応しつつ、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、経済産業省・中小企業庁と協議しつつ、外部環境の変化等により継続実施する必然性が薄れた業務については、組織体制及び事業内容の見直し、廃止又は類似業務との統合を進める。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組

- ・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第25条第1項に基づき、機構が「基本方針」を定めることとされている。この基本方針に沿って安全かつ効率的な運用を図るとともに、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」の評価・助言を受け、必要に応じ、基本ポートフォリオ（運用に係る資産の構成）等の見直しを検討する。
- ・中小企業倒産防止共済制度に係る共済貸付金の回収は、着実な債権回収を進める。
- ・施設整備等勘定については、入居率の向上、賃貸料の見直しのほか、修繕計画の見直しなど可能な限り業務経費の効率化を図り、繰越欠損金の縮減を目指す。
- ・出資承継勘定の出資先法人（三セク）に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。また必要に応じ、事業運営の改善を求めるとや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図り、繰越欠損金の縮減を目指す。
- ・高度化事業においては、貸付時に適正な審査を行い、貸付後に経営状況の適切な把握に努め、支援

- が必要な貸付先については、都道府県等と連携した経営支援等により不良債権の額の抑制を図る。
- ・ 債務保証業務は、新規保証に係る代位弁済率の抑制を図るための確実な審査を行うとともに、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理の実施、求償権による回収管理の徹底、適切な償却処理を行う。
 - ・ その他出資事業（ファンド出資事業を除く）は、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めことや、出資先の事業が機構の出資を必要としない程度にまで達成されるなど株式を処分することが適当と認められる場合は、関係省庁及び他の出資者との協議により、早期の株式処分等の対応を図る。
 - ・ ファンド出資事業では、引き続きG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査の維持、継続的なモニタリング、出資先管理の徹底等を行う。

2. 保有資産の見直し等

- ・ 保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。
- ・ 一般勘定においては、第2期中期目標において国庫納付することとした2,000億円（第4期中期目標期間迄に1,275億円国庫納付済）について、残余额の納付を年度ごとに検討する。その際、機構全体の債務超過や緊急の中小企業等対策等に必要な資金の不足に陥ることがないように、財務の健全性を確保することに留意するものとする。
- ・ 産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、適正な事業規模等を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を算出し、必要額を超える部分が生じた場合には、事務費の確保に留意しつつ適切に国庫返納を行う。
- ・ 産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。
- ・ 施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。
- ・ 中小企業大学の施設は、研修を実施することや、本来業務に支障のない範囲での利用の促進に向けた取組を実施すること、ニーズに対応した改修をすることにより、有効利用を図る。
- ・ 移転に伴い事業の用に供しなくなった中小企業大学校直方校と中小企業大学校関西校の施設及び土地については、処分に関し適切に対応する。
- ・ 一般勘定の東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る政府出資金においては、道県から機構に償還のあった額について、年度ごとに国庫納付を行うこととする。

3 自己収入の確保及び拡大

- ・ 第1期から第4期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、本中期目標期間中も引き続き、事業者からの受益者負担の拡充や新たな収入源の実現等、自己収入の拡大に向けより一層取り組むことで、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国の財政負担の抑制に引き続き取り組む。

4. 財務運営の適正化

- ・ 第5期中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。また、業務ごとの経理を明確化するとともに、保有資産の規模やその用途について適切に管理する。その上で、自己収入の確保・拡大や業務経費等の節減に努め、自己資金を十分に確保することで、運営費交付金をはじめとした国の財政負担の抑制に取り組む。

IV. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算計画（別紙 1－1）
【運営費交付金の算定ルール】（別紙 1－2）
2. 収支計画（別紙 2）
3. 資金計画（別紙 3）

V. 短期借入金の限度額

- ・運営費交付金の受入の遅延、業務運営等に係る資金の暫定立て替え、その他予見し難い事業の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、361億円とする。

VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

- ・一般勘定においては、第2期中期目標において国庫納付することとした2,000億円（第4期中期目標期間迄に1,275億円国庫納付済）について、残余额の納付を年度ごとに検討する。その際、機構全体の債務超過や緊急の中小企業等対策等に必要な資金の不足に陥ることがないように、財務の健全性を確保することに留意するものとする。
- ・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。
- ・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。
- ・一般勘定の東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る政府出資金においては、道県から機構に償還のあった額について、年度ごとに国庫納付を行うこととする。

VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

- ・移転に伴い事業の用に供しなくなった中小企業大学校直方校と中小企業大学校関西校の施設及び土地については、処分に関し適切に対応する。

VIII. 剰余金の使途

各勘定に剰余金が発生した時には、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当する。

- ・職員の資質向上のための研修等
- ・広報活動の充実
- ・任期付職員等の新規採用
- ・職場環境の改善
- ・施設改修等
- ・一層の支援の質向上に向けデータ連携や効果的なデータ利活用に向けたDXの推進
- ・重点業務への充当（地域牽引・成長志向の中小企業等への支援、企業の成長段階に応じた新市場開拓支援、スタートアップの創出・成長への支援、事業継続・経営体力強化への支援、経営環境変化対応への支援等）

IX. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画
中小企業大学校（1,654百万円）、インキュベーション施設（2,470百万円）等の修繕及び改修を行う。

[注] 予見しがたい事情により追加的な施設整備、改修等が追加されることがある。

2. 人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

既述の業務の効率的な運営に必要な人員を配置するとともに、人件費の効率化に努める。

（参考１）

- ・ 期初の常勤職員数 ８２０人
- ・ 期末の常勤職員数の見込み 政府の方針を踏まえ弾力的に対応する。

（参考２）

- ・ 中期目標期間中の人件費総額の見込み ４１，４００百万円

上記の額は、役員報酬、職員基準内給与、職員諸手当、超過勤務手当、法定福利費に相当する範囲の費用である。

3. 中期目標の期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担は、事業が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性・適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。

4. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第４４条の処理を行ってなお積立金がある場合には、主務大臣の承認を受けた金額について、下記の事業・業務等に充当するものとする。

- ・ 前期中期目標期間終了までに自己収入財源で取得し、第５期中期目標期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等
- ・ 施設改修等
- ・ ファンド出資事業に係る出資業務
- ・ 一層の支援の質の向上に向けデータ連携や効果的なデータ利活用に向けたDXの推進
- ・ 令和６年能登半島地震など自然災害等に係る復興支援業務及び事業継続計画策定支援業務
- ・ 産業基盤整備勘定（第二種信用基金）に係る債務保証業務
- ・ 小規模企業共済勘定に係る共済業務

5. その他機構の業務の運営に関し必要な事項

本計画は、中小企業等の経営環境や経済環境の急激な変化があった場合には、機動的かつ円滑な対応が可能となるよう見直しを行うことがある。

X. その他業務運営に関する重要事項等

1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等

- ・ 法令等を遵守し業務を行い、機構の使命を有効かつ効率的に果たすため、機構業務の適正を確保する。
- ・ 内部統制については、その維持・向上を図るため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成２６年１月２８日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、業務方法書及び関連規程等に定めた事項に基づき着実に運用するとともに、必要に応じて体制や規程等の見直しを行う。
- ・ 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスについて維持・向上を図る。具体的には、金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等について必要に応じた見直しを行うとともに、外部専門家等による職員研修の充実、事業別収支情報等の情報公開を行う。

- ・内部監査は、法令遵守に関する監査の強化、業務の一層の適正化・効率化を行うため、監査計画を策定の上、監事や会計監査人との連携を密に行いながら実施するものとし、監査結果に基づく改善内容について、モニタリングを適切に実施する。
- ・災害その他の危機発生時における迅速な対応及びリスク軽減措置等の対策を講じるなど機構に内在するリスクの管理を適切に行う。
- ・業務の適正かつ公正な運営に支障及び支障が生じる恐れのある事実の発生時において、速やかに対応できるよう引き続き対策を講じるとともに役職員の意識の向上に努める。
- ・コンプライアンスへの対応は、単に法令遵守にとどまらず、広くステークホルダーとの関係において社会的使命を果たすため、コンプライアンスを徹底する体制、諸規程、研修メニュー等の更なる充実を図り着実に実行する。役職員は、法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・行動指針に基づき積極的に行動・実践する。
- ・機構WAN業務は、IT技術の積極的な導入、業務ネットワークインフラ及びコミュニケーションインフラの利活用を図るため、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守、操作マニュアル等の整備・周知等に取り組む。
- ・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。

2. 様々な専門スキルをもった人材の育成・確保

- ・中小企業等の抱える様々な経営課題の解決の一端を担い、成長・挑戦する中小企業等への支援や支援機関等への支援による施策普及を通じ、日本経済の活性化と付加価値向上に向けた役割を果たしつつ、時代の要請に合わせたメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。
- ・こうした考えの下、限りあるリソースのなか、中小企業等を取り巻く経営環境変化への対応、経営基盤強化をはじめ、成長志向の中小企業等やスタートアップに対して、積極的な直接支援を的確に提供し、効率的かつ着実に成果を挙げていくため、戦略的な人材確保・育成方針を策定する。具体的には、多種多様な支援を提供できる機構ならではの複合的な支援のほか、高度な支援施策の企画立案、実効性のある業務遂行やDXを推進するための効果的なジョブローテーションのほか、専門的な知識・スキルの習得のための研修等の実施により職員の専門性の向上を図る。特に、中小企業等の海外展開ニーズへの対応力を向上させるため、職員の国際マインドの更なる醸成に努める。さらに、定期の新卒採用にこだわらない採用や民間を含む関係機関との人事交流を行うことにより、様々な専門スキルを持った人材を確保・育成する。

3. 情報公開による透明性の確保

- ・組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。

4. 情報セキュリティの確保

- ・「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程及びマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、政府・関係機関等と情報を共有し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。

中期計画(令和6年4月～令和11年3月)の予算

<一般勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額										
	地域牽引・成長志向企業支援業務	新市場開拓支援業務	スタートアップ創出・成長支援業務	事業継続・経営体力強化支援業務			経営環境変化対応支援業務			共 通	合 計
	(一般経理)	(一般経理)	(一般経理)	(一般経理)	(特定出資経理)	合 計	(一般経理)	(復興経理)	合 計	(一般経理)	
収入											
政府出資金等	-	-	3,000	-	-	-	-	-	-	-	3,000
運営費交付金	332,593	12,797	6,947	24,665	-	24,665	387,279	902	388,181	-	765,182
その他の補助金等	-	-	-	10,100	-	10,100	195	-	195	-	10,295
借入金等	-	-	-	730	-	730	-	-	-	-	730
貸付等回収金	-	-	71,834	28,765	109,735	138,500	29,635	1,107	30,742	-	241,076
貸付金利息	-	-	-	949	-	949	-	-	-	-	949
業務収入	561	106	5,820	227	-	227	4,572	-	4,572	-	11,286
運用収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	636	636
受託収入	-	-	-	-	-	-	212	-	212	-	212
その他収入	-	-	-	-	5	5	-	11	11	776	791
計	333,154	12,902	87,600	65,436	109,740	175,176	421,893	2,021	423,913	1,412	1,034,157
支出											
業務経費	337,118	18,401	13,280	54,895	513	55,408	1,804,651	789	1,805,440	-	2,229,647
貸付金	-	-	-	36,699	-	36,699	-	-	-	-	36,699
出資金	-	-	101,990	2,783	40,000	42,783	737	-	737	-	145,510
受託経費	-	-	-	-	-	-	212	-	212	-	212
借入金等償還	-	-	-	718	-	718	-	-	-	-	718
一般管理費	839	1,220	576	1,628	73	1,702	1,826	113	1,939	-	6,276
その他支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	337,957	19,621	115,846	96,723	40,586	137,309	1,807,426	902	1,808,328	-	2,419,062

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

※[人件費の見積もり]期間中総額33,142百万円(退職手当除く)を支出する。

※収入の政府出資金等、運営費交付金及びその他の補助金等並びに支出の業務経費及び出資金には、令和6年度補正予算(第1号)により措置された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」(令和6年11月22日閣議決定)の中小企業生産性革命推進事業、中小企業成長投資促進ファンド出資事業、令和6年度能登半島地震等なりわい再建資金利子補給事業、令和2年7月豪雨なりわい再建資金利子補給事業(合計343,106百万円)、令和6年度受託事業「自動車部品サプライヤー事業転換支援事業」(30百万円)、令和7年度補正予算(第1号)により措置された「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)の中小企業生産性革命推進事業、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業、なりわい再建資金利子補給事業(合計350,174百万円)、令和7年度受託事業「CASE対応に向けた自動車部品サプライヤー事業転換支援事業(全国支援拠点運営事業)」(30百万円)が含まれている。

<産業基盤整備勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	スタートアップ 創出・成長支援 業務	事業継続・経営 体力強化支援業 務	共 通	合 計
収入				
政府出資金等	1,900	-	-	1,900
業務収入	741	201	-	942
運用収入	-	-	137	137
その他収入	-	-	9	9
計	2,641	201	147	2,989
支出				
業務経費	392	83	-	475
代位弁済費	4,869	1,572	-	6,441
一般管理費	47	10	-	57
その他支出	-	-	-	-
計	5,308	1,664	-	6,972

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

※[人件費の見積もり]期間中総額300百万円(退職手当除く)を支出する。

※収入の政府出資金等には、令和7年度補正予算(第1号)により措置された「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)のディープテック・スタートアップ向け債務保証の拡充(1,900百万円)が含まれている。

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
	スタートアップ創 出・成長支援業務
収入	
貸付等回収金	20
貸付金利息	1
業務収入	5,161
運用収入	93
その他収入	26
計	5,301
支出	
業務経費	4,886
一般管理費	162
その他支出	-
計	5,048

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

※[人件費の見積み]期間中総額830百万円(退職手当除く)を支出する。

<小規模企業共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額				
	事業継続・経営体力強化支援業務				
	(給付経理)	(融資経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
収入					
運営費交付金	-	-	-	-	-
借入金等	-	1,018,600	-	△ 1,002,307	16,293
貸付等回収金	1,006,256	973,732	-	△ 1,006,256	973,732
貸付金利息	624	22,024	-	△ 624	22,024
業務収入	4,352,739	-	-	-	4,352,739
運用収入	482,618	-	63	-	482,681
その他収入	8,192	7	39	-	8,239
他経理より受入	-	-	53,496	△ 53,496	-
計	5,850,429	2,014,363	53,598	△ 2,062,683	5,855,707
支出					
業務経費	3,032,390	8,524	44,311	-	3,085,226
貸付金	1,002,307	993,022	-	△ 1,002,307	993,022
借入金等償還	-	1,006,256	-	△ 1,006,256	-
支払利息	-	6,556	-	△ 624	5,931
一般管理費	-	130	674	-	804
他経理へ繰入	53,496	-	-	△ 53,496	-
計	4,088,193	2,014,487	44,986	△ 2,062,683	4,084,983

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

※[人件費の見積み]期間中総額4,347百万円(退職手当除く)を支出する。

< 中小企業倒産防止共済勘定 >

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	事業継続・経営体力強化支援業務			
	(基金経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
収入				
運営費交付金	-	6,186	-	6,186
貸付等回収金	402,856	-	-	402,856
貸付金利息	9,670	-	-	9,670
業務収入	2,281,935	-	-	2,281,935
運用収入	34,695	439	-	35,134
その他収入	392	31	-	423
他経理より受入	-	53,526	△ 53,526	-
計	2,729,548	60,182	△ 53,526	2,736,204
支出				
業務経費	1,049,631	52,341	-	1,101,971
貸付金	457,690	-	-	457,690
他勘定貸付金	16,293	-	-	16,293
一般管理費	-	511	-	511
他経理へ繰入	53,526	-	△ 53,526	-
計	1,577,139	52,852	△ 53,526	1,576,465

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

※[人件費の見積もり]期間中総額2,770百万円(退職手当除く)を支出する。

<出資承継勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
	事業継続・経営体力 強化支援業務
収入	
業務収入	35
運用収入	11
その他収入	0
計	46
支出	
業務経費	39
一般管理費	3
計	42

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

※[人件費の見積もり]期間中総額12百万円(退職手当除く)を支出する。

[運営費交付金の算定ルール]

各事業年度の運営費交付金（G）については、次の数式により算出する。

$$G(i) = A(i) \times \alpha + D(i) \times \beta \times \gamma + \lambda \pm \text{特殊要因} - \text{自己収入}$$

G(i) : 当該事業年度の運営費交付金

A(i) : 当該事業年度において運営費交付金を充当して行う一般管理費
(管理部門の人件費及び管理費)

D(i) : 当該事業年度において運営費交付金を充当して行う業務経費

α : 一般管理費効率化係数

β : 業務経費効率化係数

γ : 中長期的政策係数（各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定する）

λ : 当該事業年度の退職予定者及び前事業年度以前の予定外退職者により想定される各事業年度の退職手当額

i : 当該事業年度

(1) 一般管理費（管理部門の人件費及び管理費）

各事業年度の一般管理費（A）は、以下の式により決定する。

$$A(i) = B(i) + C(i)$$

B(i) : 当該事業年度における人件費（基本給等＋退職手当）のうち退職手当を除いた経費で次の式により算出する。

（基本給等：役員報酬並びに職員基準内給与、職員諸手当、超過勤務手当及び諸支出金等に相当する範囲の費用）

$$B(i) = B(i-1) \times \mu$$

μ : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、昇給原資、給与改定等を勘案し、当年度における具体的な係数値を決定。

C(i) : 当該事業年度におけるその他の一般管理費で次の式により算出する。

$$C(i) = C(i-1) \times \sigma$$

σ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度の具体的な係数値を決定。

(2) 業務経費

各事業年度の業務経費（D）は、以下の式により決定する。

$$D(i) = E(i) + F(i)$$

E(i)：当該事業年度における事業を行うために要する人件費のうち退職手当を除いた経費で次の式により算出する。

$$E(i) = E(i-1) \times \mu$$

F(i)：当該事業年度における事業費で次の式により算出する。

$$F(i) = F(i-1) \times \sigma$$

(3) 特殊要因

短期的な政策ニーズ及び特殊要因に基づいて増減する経費。

(4) 自己収入

運営費交付金を財源として実施する事務・事業から生じる事業収益の見積額×
 θ （調整係数）

θ ：自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度における予算編成過程において当該事業年度における具体的な数値を決定。係数値の決定にあたっては、機構の経営努力による自己収入の増加に向けたインセンティブが作用するよう配慮し、各事業年度の予算編成過程において当該事業年度の具体的な係数値を決定。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

- ・ α （一般管理費効率化係数）及び β （業務経費効率化係数）については、新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される部分を除き、毎年度平均で前年度比 1.05%削減を図る前提で試算。
新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される部分は翌年度から 1.05%削減を図ることとする。
- ・ γ （政策的係数）については、各事業年度とも 1 として試算。
- ・ λ （退職手当）については、令和 6 事業年度 265 百万円、令和 7 事業年度 304 百万円、令和 8 事業年度 442 百万円、令和 9 事業年度 315 百万円、令和 10 事業年度 243 百万円として試算。
- ・ 特殊要因については、各事業年度とも 121 百万円として試算。
- ・ μ （人件費調整係数）については、各事業年度とも 1 として試算。
- ・ σ （消費者物価指数）については、各事業年度とも $\pm 0\%$ として試算。
- ・ θ （自己収入調整係数）については、自己収入を前年同額として各事業年度とも 1 として試算。

中期計画(令和6年4月～令和11年3月)の収支計画

<一般勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額										合 計	
	地域牽引・成長志向企業支援業務	新市場開拓支援業務	スタートアップ創出・成長支援業務	事業継続・経営体力強化支援業務			経営環境変化対応支援業務			共 通		
	(一般経理)	(一般経理)	(一般経理)	(一般経理)	(特定出資経理)	合 計	(一般経理)	(復興経理)	合 計	(一般経理)		
費用の部												
經常費用	337,964	19,612	14,864	56,829	586	57,415	1,807,167	902	1,808,069	865	2,238,790	
業務経費	337,118	18,380	13,280	54,895	513	55,408	1,804,854	789	1,805,643	-	2,229,830	
一般管理費	811	1,180	558	1,575	71	1,646	1,767	110	1,877	-	6,072	
減価償却費	11	18	1,011	314	-	314	497	-	497	865	2,716	
財務費用	0	0	0	0	-	0	0	-	0	-	1	
その他の費用	23	34	15	45	2	47	49	3	52	-	171	
収益の部	333,165	12,906	33,118	55,716	8,615	64,331	1,794,816	913	1,795,729	1,414	2,240,663	
經常収益	333,165	12,906	33,118	47,637	8,615	56,252	1,794,816	913	1,795,729	1,414	2,232,584	
運営費交付金収益	332,057	12,017	6,766	23,909	-	23,909	386,277	835	387,112	-	761,862	
資産見返運営費交付金戻入	11	4	9	174	-	174	59	-	59	2	259	
資産見返補助金等戻入	-	-	374	0	-	0	6	-	6	-	381	
補助金等収益	-	-	-	21,211	-	21,211	1,402,529	-	1,402,529	-	1,423,740	
貸付金利息	-	-	-	949	-	949	-	-	-	-	949	
出資金収益	-	-	21,309	599	8,610	9,209	159	-	159	-	30,677	
事業収入	561	106	4,479	39	-	39	4,572	-	4,572	-	9,757	
受託収入	-	-	-	-	-	-	212	-	212	-	212	
賞与引当金見返に係る収益	380	551	122	494	-	494	669	51	720	-	2,268	
退職給付引当金見返に係る収益	155	228	59	261	-	261	332	16	348	-	1,052	
財務収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	636	636	
その他の収益	-	-	-	-	5	5	-	11	11	776	791	
臨時利益	-	-	-	8,079	-	8,079	-	-	-	-	8,079	
貸倒引当金戻入益	-	-	-	8,079	-	8,079	-	-	-	-	8,079	
純利益(△純損失)	△ 4,799	△ 6,706	18,254	△ 1,113	8,029	6,916	△ 12,352	11	△ 12,341	549	1,874	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	15	27	140	-	140	423	-	423	831	1,436	
総利益(△総損失)	△ 4,799	△ 6,691	18,281	△ 973	8,029	7,056	△ 11,928	11	△ 11,917	1,380	3,310	

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<産業基盤整備勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	スタートアップ 創出・成長支 援業務	事業継続・経 営体力強化支 援業務	共 通	合 計
費用の部				
経常費用	6,627	2,190	-	8,817
業務経費	392	83	-	475
一般管理費	47	9	-	56
引当金繰入	6,188	2,098	-	8,285
その他の費用	0	0	-	0
収益の部	736	201	147	1,083
経常収益	736	201	147	1,083
事業収入	736	201	-	936
財務収益	-	-	137	137
その他の収益	-	-	9	9
臨時利益	-	-	-	-
貸倒引当金戻入益	-	-	-	-
純利益 (△純損失)	△ 5,891	△ 1,989	147	△ 7,734
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	22	22
総利益 (△総損失)	△ 5,891	△ 1,989	169	△ 7,712

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
	スタートアップ創出・ 成長支援業務
費用の部	
経常費用	4,967
業務経費	4,005
一般管理費	152
減価償却費	800
その他の費用	9
収益の部	5,094
経常収益	5,046
貸付金利息	1
事業収入	4,926
財務収益	93
その他の収益	26
臨時利益	48
貸倒引当金戻入益	48
純利益 (△純損失)	127
総利益 (△総損失)	127

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<小規模企業共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額				
	事業継続・経営体力強化支援業務				
	(給付経理)	(融資経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
費用の部					
経常費用	5,085,914	18,156	53,618	△ 54,121	5,103,567
業務経費	5,085,914	15,080	44,270	△ 54,121	5,091,143
一般管理費	-	127	666	-	794
減価償却費	-	2,946	8,673	-	11,619
財務費用	-	-	0	-	0
その他の費用	-	3	8	-	11
収益の部					
経常収益	4,781,718	22,031	53,618	△ 54,121	4,803,247
運営費交付金収益	-	-	-	-	-
資産見返運営費交付金戻入	-	-	20	-	20
資産見返補助金等戻入	-	-	0	-	0
貸付金利息	624	22,024	-	△ 624	22,024
事業収入	4,781,094	-	-	-	4,781,094
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-
財務収益	-	0	63	-	63
その他の収益	-	7	53,536	△ 53,496	47
純利益 (△純損失)	△ 304,195	3,875	-	-	△ 300,321
前中期目標期間繰越積立金取崩額	304,195	754	-	-	304,949
総利益 (△総損失)	-	4,629	-	-	4,629

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<中小企業倒産防止共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	事業継続・経営体力強化支援業務			
	(基金経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
費用の部				
経常費用	2,346,244	60,983	△ 53,526	2,353,701
業務経費	2,340,732	52,302	△ 53,526	2,339,508
一般管理費	-	508	-	508
減価償却費	-	8,165	-	8,165
引当金繰入	5,512	-	-	5,512
財務費用	-	5	-	5
その他の費用	-	3	-	3
収益の部	2,346,244	60,191	△ 53,526	2,352,910
経常収益	2,326,691	60,191	△ 53,526	2,333,357
運営費交付金収益	-	5,912	-	5,912
資産見返運営費交付金戻入	-	10	-	10
資産見返補助金等戻入	-	0	-	0
貸付金利息	9,670	-	-	9,670
事業収入	2,317,022	-	-	2,317,022
賞与引当金見返に係る収益	-	190	-	190
退職給付引当金見返に係る収益	-	84	-	84
財務収益	-	439	-	439
その他の収益	-	53,557	△ 53,526	31
臨時利益	19,553	-	-	19,553
完済手当金準備基金戻入益	19,553	-	-	19,553
純利益 (△純損失)	-	△ 792	-	△ 792
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	792	-	792
総利益 (△総損失)	-	-	-	-

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

< 出資承継勘定 >

(単位:百万円)

区 別	金 額
	事業継続・経営体力 強化支援業務
費用の部	
経常費用	42
業務経費	39
一般管理費	3
その他の費用	0
収益の部	
経常収益	46
事業収入	35
財務収益	11
その他の収益	0
純利益 (△純損失)	4
総利益 (△総損失)	4

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

中期計画(令和6年4月～令和11年3月)の資金計画

<一般勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額										
	地域牽引・成長 志向企業支援 業務	新市場開拓 支援業務	スタートアップ創 出・成長支援業 務	事業継続・経営体力強化支援業務			経営環境変化対応支援業務			共 通	合 計
	(一般経理)	(一般経理)	(一般経理)	(一般経理)	(特定出資経 理)	合 計	(一般経理)	(復興経理)	合 計	(一般経理)	
資金支出	337,962	19,627	115,849	96,732	111,424	208,155	1,807,444	3,074	1,810,517	1,193,532	3,685,642
業務活動による支出	337,957	19,621	115,846	96,723	40,586	137,309	1,807,426	902	1,808,328	-	2,419,062
投資活動による支出	-	-	-	-	63,578	63,578	-	896	896	1,103,403	1,167,878
財務活動による支出	5	7	3	9	-	9	18	-	18	-	40
次期中期目標期間への繰越金	-	-	-	-	7,259	7,259	-	1,275	1,275	90,128	98,662
資金収入	337,962	19,627	115,849	96,732	111,424	208,155	1,807,444	3,074	1,810,517	1,193,532	3,685,642
業務活動による収入	333,154	12,902	84,600	65,436	109,740	175,176	421,893	2,021	423,913	1,412	1,031,157
運営費交付金による収入	332,593	12,797	6,947	24,665	-	24,665	387,279	902	388,181	-	765,182
その他の補助金等	-	-	-	10,100	-	10,100	195	-	195	-	10,295
貸付等回収金	-	-	71,834	28,765	109,735	138,500	29,635	1,107	30,742	-	241,076
事業収入	561	106	5,820	1,906	-	1,906	4,572	-	4,572	-	12,965
受託収入	-	-	-	-	-	-	212	-	212	-	212
その他の収入	-	-	-	-	5	5	-	11	11	1,412	1,427
投資活動による収入	4,808	6,725	28,249	31,296	-	31,296	1,385,551	-	1,385,551	287,200	1,743,829
財務活動による収入	-	-	3,000	-	-	-	-	-	-	-	3,000
前期中期目標期間よりの繰越金	-	-	-	-	1,684	1,684	-	1,053	1,053	904,920	907,656

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<産業基盤整備助定>

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	スタートアップ 創出・成長支 援業務	事業継続・経 営体力強化支 援業務	共 通	合 計
資金支出	7,208	1,664	27,409	36,282
業務活動による支出	5,308	1,664	-	6,972
投資活動による支出	1,900	-	27,293	29,193
財務活動による支出	-	-	-	-
次期中期目標期間への繰越金	-	-	117	117
資金収入	7,208	1,664	27,409	36,282
業務活動による収入	741	201	147	1,089
事業収入	741	201	-	942
その他の収入	-	-	147	147
投資活動による収入	4,567	1,463	27,256	33,286
財務活動による収入	1,900	-	-	1,900
前期中期目標期間よりの繰越金	-	-	7	7

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<施設整備等勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
	スタートアップ創出・ 成長支援業務
資金支出	23,811
業務活動による支出	5,048
投資活動による支出	18,760
財務活動による支出	-
次期中期目標期間への繰越金	3
資金収入	23,811
業務活動による収入	5,301
貸付等回収金	20
事業収入	5,161
その他の収入	120
投資活動による収入	18,506
前中期目標期間よりの繰越金	4

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<小規模企業共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額				
	事業継続・経営体力強化支援業務				
	(給付経理)	(融資経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
資金支出	9,587,899	2,014,511	61,202	△ 2,062,683	9,600,930
業務活動による支出	4,088,193	1,008,232	44,986	△ 1,056,427	4,084,983
投資活動による支出	5,489,617	-	14,787	-	5,504,404
財務活動による支出	-	1,006,256	41	△ 1,006,256	41
次期中期目標期間への繰越金	10,090	24	1,388	-	11,502
資金収入	9,587,899	2,014,511	61,202	△ 2,062,683	9,600,930
業務活動による収入	5,880,040	995,763	53,598	△ 1,060,376	5,869,025
運営費交付金による収入	-	-	-	-	-
貸付等回収金	1,006,256	973,732	-	△ 1,006,256	973,732
事業収入	4,385,900	-	-	-	4,385,900
その他の収入	487,884	22,031	53,598	△ 54,121	509,392
投資活動による収入	3,697,786	-	5,900	-	3,703,686
財務活動による収入	-	1,018,600	-	△ 1,002,307	16,293
前期中期目標期間よりの繰越金	10,074	149	1,704	-	11,926

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<中小企業倒産防止共済勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	事業継続・経営体力強化支援業務			
	(基金経理)	(業務等経理)	(調 整)	合 計
資金支出	6,957,639	102,180	△ 53,526	7,006,293
業務活動による支出	1,560,765	52,852	△ 53,526	1,560,091
投資活動による支出	5,393,193	47,100	-	5,440,293
財務活動による支出	-	34	-	34
次期中期目標期間への繰越金	3,680	2,194	-	5,875
資金収入	6,957,639	102,180	△ 53,526	7,006,293
業務活動による収入	2,753,498	60,182	△ 53,526	2,760,154
運営費交付金による収入	-	6,186	-	6,186
貸付等回収金	402,856	-	-	402,856
事業収入	2,300,300	-	-	2,300,300
その他の収入	50,342	53,996	△ 53,526	50,812
投資活動による収入	4,201,120	39,957	-	4,241,077
前期中期目標期間よりの繰越金	3,022	2,041	-	5,063

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。

<出資承継勘定>

(単位:百万円)

区 別	金 額
	事業継続・経営体力 強化支援業務
資金支出	1,727
業務活動による支出	42
投資活動による支出	1,507
次期中期目標期間への繰越金	178
資金収入	1,727
業務活動による収入	46
事業収入	35
その他の収入	11
投資活動による収入	1,500
前期中期目標期間よりの繰越金	181

※端数処理の関係で合計が合わないことがある。